

毎週火、金曜日発行（但休日には翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

◇告示 建設業者の変更登録
保険医の登録
基準看護、基準給食設備の承認
解除予定保安林の指定

登録番号 登録年月日 商号又は名称
鳥取県知事登録 昭三五、三、二五 大和建設(株)
第三一二号

鳥取県告示第四百二十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条の
五第一項の規定により、次のように保険医の登録をした。

告示

鳥取県告示第四百二十五号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十三条第一項
の規定による変更届の提出があつたので、同条第二項に
おいて準用する同法第八条第一項の規定により、次のよ
うに建設業者登録簿に昭和三十五年九月一日変更登録し
た。

昭和三十五年九月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

主たる営業所在地 申請者氏名

(新) 鳥取市吉成九五ノ一
(旧) 八頭郡智頭町大字智頭

(新) 川本 実巖
(旧) 笹尾 国藏

昭和三十五年九月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏名 保 住 險 医 所 登録の記号及び番号 登録年月日

脇坂嘉祐 気高郡鹿野町鷲峰
豊増政晴 岩美郡岩美町蒲生

鳥医八〇四 昭和三五、八、三一
" 八〇五 "

鳥取県告示第四百二十七号

健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（昭和三十三年厚生省告示第七十七号）に基づく

基津看護基準給食施設として、次のとおり承認した。

昭和三十五年九月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

施設名称 所在地 承認番号 看護象 基準給食 承認年月日 採用備考

鳥取大学医学部附属病院 米子市西町 (看)第一四号 一般病棟一棟 四四九床 第一八号 全病棟 昭和三五、八、三一 甲

厚生病院 倉吉市越殿町 (特看)第五号 一般病棟二棟 一四八床 第四号 全病棟 二三一床

岩美町国民健康保険浦富病院 岩美郡岩美町浦富 (特看)第六号 結核病棟 八三床 第一号 全病棟 九四床

西伯町国民健康保険西伯病院 西伯郡西伯町倭
日野郡厚生農業協同組合連合会 日野郡日野日野病院 町根雨

(食) 全病棟 乙ノ二
第一五号 八四床
(食) 全病棟
第一四号 一二五床

鳥取県告示第四百二十八号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和三十五年九月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 鳥取市白兎字白浜六八八ノ三、六九二、六九三第一（以上三筆について、次の図に示す部分に限る。）所在の森林

指定の目的 飛砂防備のため
解除の理由 道路敷地とするため
申請者住所氏名

建設省 鳥取工事事務所長 岡島信夫

二 気高郡気高町大字八東水字大磯二、六七七（次の図に示す部分に限る。）所在の森林

指定の目的 魚つきのため
解除の理由 道路敷地とするため
申請者住所氏名

建設省 鳥取工事事務所長 岡島信夫

三 八頭郡若桜町大字岩屋堂字馬場ノ上四六三、四六四、四六六、四七二（以上四筆について、次の図に示す部分に限る。）所在の森林

指定の目的 なだれ防止のため
解除の理由 道路敷地とするため
申請者住所氏名

建設省 鳥取工事事務所長 岡島信夫

四 八頭郡若桜町大字中原字下モ田ノ上二、〇〇四ノ二

(次の図に示す部分に限る。) 所在の森林

指定の目的 落石防止のため

解除の理由 道路敷地とするため

申請者住所氏名

建設省 鳥取工事事務所長 岡島信夫

(「次の図」は省略し、関係図書とともに鳥取県庁農林部林務課及び当該保安林所在役場に備え置いて縦覧に供する。)

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

発

行者

鳥取県鳥取市東町二丁目

刷

鳥取県鳥取市栗谷町

[定価

一部月極一三〇円(送料共)

刷

所

県